第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号AF_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号人口の算式Ⅱの符号AG_{18}中「0.050」を「0.049」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AG_{20}ア中「0.008」を「0.029」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AG_{20}イ中「0.008」を「0.037」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AH_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、「当該額」を「額」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{17}中「0.021」を「0.020」に、「0.040」を「0.039」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{18}中「0.040」を「0.039」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{20}ア中「0.006」を「0.023」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{20}イ中「0.006」を「0.030」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AJ_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、「当該額」を「額」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AK_{20}ア中「0.005」を「0.017」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AK_{20}イ中「0.005」を「0.022」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AL_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、「当該額」を「額」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AM_{22}の次に次のように加える。

AM_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.003
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.003

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号AN_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、「当該額」を「額」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AO_{22}の次に次のように加える。

AO_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.004
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.004

第十二条第六項の表市町村の項第十七号面積の算式中「$\sum_{n=18}^{22}$」を「$\sum_{n=18}^{23}$」に改め、同号面積の算式の符号B_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号面積の算式の符号C_5中「0.025」を「0.024」に改め、同号面積の算式の符号C_7中「0.022」を「0.021」に改め、同号面積の算式の符号C_{10}中「0.005」を「0.006」に改め、同号面積の算式の符号D_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号面積の算式の符号E_4中「0.021」を「0.020」に改め、同号面積の算式の符号E_5中「0.024」を「0.023」に改め、同号面積の算式の符号E_6ア中「0.023」を「0.022」に改め、同号面積の算式の符号E_7中「0.022」を「0.021」に改め、同号面積の算式の符号E_8中「0.023」を「0.022」に改め、同号面積の算式の符号E_{11}中「0.024」を「0.023」に改め、同号面積の算式の符号F_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号面積の算式の符号G_{17}中「0.016」を「0.015」に、「0.030」を「0.029」に改め、同号算式の符号H_n中「係るもの（」を「係るものの額（」に、「平成16年度」を「平成17年度」に、「地方債として」を「地方債の額として」に、「限る。）の額」を「限る。）」に改め、同号面積の算式の符号I_8中「0.037」を「0.036」に、「0.075」を「0.074」に改め、同号面積の算式の符号I_{10}中「0.050」を「0.049」に改め、同号面積の算式の符号I_{11}中「0.079」を「0.078」に改め、同号面積の算式の符号I_{17}中「0.050」を「0.049」に改め、同号面積の算式の符号J_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号面積の算式の符号K_{11}中「0.017」を「0.016」に改め、同号面積の算式の符号L_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号面積の算式の符号O_{18}中「0.031」を「0.030」に、「0.044」を「0.030」に改め、同号面積の算式の符号O_{19}中「0.044」を「0.030」に改め、同号面積の算式の符号O_{20}中「0.008」を「0.031」に改め、同号面積の算式の符号O_{22}中「0.008」を「0.007」に改め、同号面積の算式の符号O_{22}の次に次のように加える。

O_{23}	ア　平成23年度市場公募都市に係るもの	0.006
	イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.006

第十二条第六項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

6　第一項から第五項までの規定によつて投資補正、投資補正Ⅱ及び事業費補正に用いる指標を算定する場合において、地方団体の廃置分合又は境界変更があり、かつ、当該指標の算定の基礎となる数値（測定単位の数値であるものを除く。）が、当該地方団体が当該年度の四月一日現在における区域と異なる区域をもつて存在する日若しくは当該地方団体が存在しない日又はこれらの日を含む期間における数値によることとされているときは、第九条第二項の規定を準用する。

第十五条第一項の表都道府県の項中「1.215」を「1.031」に、「平成18年3月31日現在」を「平成23年3月31日現在」に改め、同表市町村の項第一号中「1.002」を「1.005」に、「31.5」を「32.2」に改め、同項第二号中「1.125」を「1.023」に、「0.364」を「0.356」に、「平成18年3月31日現在」を「平成23年3月31日現在」に、同項第三号中「1.215」を「1.031」に、「平成18年3月31日現在」を「平成23年3月31日現在」に改める。

第十六条第一項の表都道府県の項を次のように改める。

都道府県	一　道路の面積の急減補正	道路橋りょう費	道路の面積	算式 $\frac{B-A}{A}\times\alpha$ A　平成23年度の道路橋りょう費の算定に用いた道路の面積 B　平成22年度の道路橋りょう費の算定に用いた道路の面積 α　（B－A）／Aの値が、0.300以上の場合は0.5、0.150以上0.300未満の場合は0.3、0.150未満の場合は0.2
	二　農家数急減補正	農業行政費	農家数	算式 $\frac{B-A}{A}\times 0.4$ A　測定単位の数値 B　農林業センサス規則によつて調査した平成17年2月1日現在（沖縄県にあつては平成16年12月1日現在）における農家数 算式の符号 A　測定単位の数値 B　当該都道府県の平成17年人口
	三　人口急減補正	地域振興費	人口	算式 $\left(\frac{B-A}{A}-0.017\right)\times 0.7\times 58.6$